

質問回答書

令和5年5月29日

向浜地区脱炭素先行地域づくり事業の実施事業者の選定に係る公募型プロポーザルの質問事項について、次のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	実施要領P 2 3 (2) 共同事業体とは、共同企業体 (JV) および特別目的会社 (SPC) という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領P 9 8 (2) 補助金申請は事業候補者が行い、採択された決定額に応じて、売電価格を提案するという認識で間違いないでしょうか。	事業候補者は、本市に示した提案単価 (補助金控除前) を基に本市と電力供給に係る契約を締結し、その後、本市に対して補助金申請を行うこととなります。本市は、工事が終了した後に、環境省から通知された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付の決定額の範囲内で、契約した事業者に対し補助金を交付しますので、補助金相当額分を還元し再計算した提案単価により両者の契約の変更を行うこととなります。
3	実施要領P 4 5 (3)カ 協定により県内外の会社で共同事業体で参加を考えているが、カ 納税証明書 (国税・地方税等) の解釈が分かりにくいのでご教示ください。 県外企業は国税と都税 (市税) をそれぞれ用意で合ってるか?それとも国税のみで良いのか? 秋田市内の企業は国税、市税、県税の3つの証明書類を用意で合っているか?それとも国税と市税だけの証明書で良いか? 証明書はそれぞれ何年分相当が必要ですか?	実施要領に記載のとおり、国税の納税証明書の添付を求めており、秋田市内に事業所がある場合に限っては、それに加えて本市の納税証明書の添付が必要です。また、納税証明書の対象年度は、最新年度分のみで構いません。

No.	質問事項	回 答
4	<p>業務仕様書P 5 5 (1)ウ(ウ)</p> <p>保証規格についてだが、リチウムの産業用蓄電池性能は使い方によるが、近年10年以上使用可能なものが一般的ではある。対して重塩害エリアでメーカー保証10年以上というのは大容量の産業用蓄電池では一般的な保証期間ではないのが大半の実情です。</p> <p>エ項にある重塩害仕様でP P A事業者が重塩害に対応する設計を導入(局舎等)で、20年の契約期間中に定期的なメンテナンス、機器の部分入替等の努力対応でカバー出来れば、保証年数の担保になるのではないか？</p> <p>重耐塩害対策、仕様にする局舎等のコストは交付金対象外であるため実施事業者の持ち出しとなります。</p> <p>国の交付金要項には過去に塩害、重塩害エリアの規定は特になく今回の設置エリアでは、実施事業側の回収と保守リスクを考慮した上で、秋田市側の柔軟な提案書受入れ対応を求めます。</p>	<p>リスク対策を取った上で、メーカー保証10年以上に相当する代替策などを示した提案であれば、可とします。</p>

No.	質問事項	回答
5	<p>業務仕様書 P 6 5 (3) エ</p> <p>秋田市が責任を負うべき合理的な理由がある点について</p> <p>汚泥処理再生センターの現在の右下がりの稼働率(毎年約 2 % 前後の減少率)の実際は 5 年後ないし 10 年後にかなりの大幅な稼働率減少である</p> <p>業務仕様書によると太陽光発電量に対する総自家消費率 5 0 % で 2 0 年で維持する諸条件を満たすことは実施事業者が設備導入の保守義務を果たすことのみならず、汚泥処理再生センター側が現状の処理計画を見直しすることが必要ではないか？</p> <p>人口減や現状の処理量の減衰率を鑑みると汚水の処理量＝自家消費量が年々減少することにより、交付金要項の数値を達成できないペナルティ、すなわち交付金返金等の P P A 事業者だけに課すのはフェアではないのでは？</p> <p>高圧の料金メニューに見合った、夏季(7月～9月)の汚水処理時間帯の移行やデマンド見直し等は管理会社を実施すべき管理義務であり、秋田市側も汚水処理量、受入れ量を減らさないようにする(維持する)施策は、この度の P P A 導入検討を見据え汚水事業継続の観点で予め必要ではなかったのか？</p> <p>また蓄電池導入による下限値設定による自家消費量のコントロールは、B C P 稼働時間を著しく減少させ当初目的の十分な B C P 対応を果たせず、減衰率を解消させる根本的な施策にはなりません。</p> <p>以上のことから秋田市が責任を負うべき合理的な理由があるのは予め明白であり、公募時点で現状に見合ったプロポーザル提案書を作成、最適化する上では秋田側の今後の施策開示義務もあり、秋田市側でもまだ導入実績のない P P A 事例において実施事業者のみへ莫大な回収不透明な初期コスト回収リスクを負わせるのはどうなのか？ということも合わせてご回答いただきたい。</p>	<p>本市汚泥再生処理センターの電気使用量等の情報については、実施要領 P 4 5 (8) により、参加資格があると認めた事業者を提供いたします。</p> <p>また、事業実施に当たり、必要に応じて業務仕様書実施要領 P 6 5 (3) エに記載しているとおり対応いたします。</p>

No.	質問事項	回答
6	<p>実施要領P 3 5 (3)</p> <p>参加資格に係る書類について、「原本」が必要なのか、「写し」でも可能なかが記載がありませんが、どちらになるでしょうか？また、書類の有効期限がありませんが、発行後直近何カ月前などの条件はありますでしょうか</p>	<p>実施要領に記載のとおり、「類似事業の契約書等の写し」および「電気主任技術者の免状の写し」以外は原本となります。</p> <p>また、誓約書、登記事項証明書、印鑑証明書および納税証明書は、申請の日前3か月以内に発行されたものが必要になります。</p>
7	<p>実施要領P 4 5 (3)カ</p> <p>上記に関連し、必要書類のうち、(ア)国税:未納の税額がないことの証明(その3:消費税及地方消費税)とありますが、(その3の3:「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の提出でも可能でしょうか？</p>	<p>実施要領に記載のとおり、「その3」の提出をお願いします。</p>
8	<p>実施要領P 7 6 (4)</p> <p>「事業履行実績」とありますが、工事実績だけで良いのでしょうか、保守点検業務の実績も必要でしょうか？</p>	<p>保守点検業務の実績は不要です。</p>
9	<p>業務仕様書P 2 3 (3)ウ</p> <p>設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費(以下「事業費用」という。)はcの負担とする。とありますが、「c」とは「市」のことと解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>誤記になりますので、「c」は「実施事業者」と読み替えてください。申し訳ございませんでした。</p>
10	<p>業務仕様書P 3 4 (2)ア(ウ)</p> <p>太陽光発電設備容量とパワーコンディショナーの出力は、350~650kWを基準とする。とありますが、蓄電池を非常時(停電時)に稼働させるためには蓄電池専用のパワーコンディショナーも必要ですが、この容量はパワーコンディショナー出力の総量に含めて構わないでしょうか？</p>	<p>含めないでください。該当部分の記述は、太陽光発電設備に係るものであり、蓄電池に係るものではありません。ただし、1台のパワーコンディショナーに太陽光発電設備と蓄電池の両方を接続する場合は、その容量とします。</p>
11	<p>業務仕様書P 3 4 (2)イ(イ)c</p> <p>設置されている自家用発電機の規模も勘案し、容量を設定すること。とありますが、自家用発電機を通常運用させた上で蓄電池を追加する、ということでしょうか、それとも自家用発電機の稼働を抑えて、蓄電池を最大限稼働し、非常時の設備内の電力を賄うということでしょうか。</p>	<p>自家用発電機の稼働を抑えて、蓄電池を最大限稼働し、非常時の設備内の電力を賄うことを想定しております。</p>
12	<p>実施要領P 1 2 (1)</p> <p>企画提案書提出まで期間で、可能な限り早い時期に秋田市汚泥再生処理センターの現地調査実施の機会を与えていただけますでしょうか。</p>	<p>参加資格があると認めた者に対し、6/9~6/23の間で希望があった場合は、現地確認を可とします。</p>

No.	質問事項	回答
13	実施要領P 1 本業務を当社が受注に至った後に、事業承継することは可能との認識でよろしいでしょうか。	事業を継承する会社が、本市と契約した事業候補者の連結対象の完全子会社であって、本市が本事業の遂行に支障がないと認めた場合に限り契約を承継することが可能です。
14	実施要領P 4 6 外部電力供給分を含めた二酸化炭素削減とエネルギーコスト削減に関する提案は評価対象になるのでしょうか。	二酸化炭素削減とエネルギーコスト削減に関する提案の内、外部電力供給分は評価の対象外となります。
15	審査基準 「現状に比して、エネルギーコストが安価」について、現状のエネルギーコスト（総電気料金：円、基本料金単価：円/kW、従量料金単価：円/kWh）、基本料金単価を公表してください。	実施要領P 4 5 (8)により提供いたします。
16	審査基準 「現状に比して、エネルギーコストが安価」について、現状との比較対象は、様式第8号に示す「総電気料金の補助金控除後」であると認識しますが、間違いありませんか。	お見込みのとおりです。
17	審査基準 配点は、指定の基準値に対して予め定める比率等による計算式により算定されるのでしょうか。又は、相対評価でしょうか。	評価項目によって異なります。
18	業務仕様書P 2 3 (3)ウ 「本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費（以下「事業費用」という。）はcの負担とする」と記載ありますが、この「c」は、実施事業者のことでしょうか。	No. 9の回答のとおりです。
19	業務仕様書P 2 3 (3)キ 補助金相当額の還元について、企画提案書に標記する補助金控除前の総電気料金と補助金控除後の総電気料金の差が補助金控除額以上になれば還元されている認識でよろしいでしょうか。	No. 2の回答のとおりです。
20	業務仕様書P 2 4 (1) (1) 事前調査により、想定外の事象が発生し、追加の費用が必要となった場合には、提案価格の変更は可能でしょうか。	協議の上、両者が合意に至った場合は、提案価格の変更は可能と考えております。
21	業務仕様書P 3 4 行政財産使用許可につきまして、当該エリア付近における市有財産台帳に登録された価格の1㎡当たりの価格をご教示頂けないでしょうか。	実施要領P 4 5 (8)により提供いたします。
22	業務仕様書P 7 6 マイクログリッドの取組の一環により、本設備の改修、運用体制等が変更になった場合、契約の一部を変更することは可能でしょうか。	各関係者と協議の上、合意に至った場合は変更を可とします。

No.	質問事項	回答
23	<p>実施要領P 4 5 (8) 「(8)その他」中、「参加資格があると認められた者に対し、センターの図面（敷地図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書およびセンターの1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報、供給単価の参考値等を提供する」とありますが、これらは6月9日にプロポーザル参加承認決定通知と同時に提供を受けるという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
24	<p>実施要領P 5 6 (2) 事業実施内容（様式第8号）の作成に関し、「オ設備設置仕様」の検討は「プロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）送付後に提示する資料」のみに基づき行い、現地調査を行うことはできないという理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 12の回答のとおりです。
25	<p>実施要領P 6 6 (2) 「カ 非常時および停電時に利用可能なシステム」に関し、操作方法として「特定負荷への供給の有無」を記載することとされていますが、施設における特定負荷の一覧、非常時及び停電時に特定負荷に供給すべき時間、非常時及び停電時に特定負荷に対して再生可能エネルギー又は蓄電池から供給することの要否（BCP計画等との整合性を含む。）に関する資料は、「プロポーザル参加承認決定通知書（様式第5号）送付後に提示する資料」に含まれていると理解してよろしいでしょうか。</p>	実施要領P 4 5 (8)により提供いたします。
26	<p>実施要領P 7 6 (3) 「オ 企画提案者の経営状況（過去5年間）」とあるのは、具体的にどのような記載を想定しているのでしょうか。</p>	過去5年間の貸借対照表や損益計算書を基に、経営の安定性等の指標を分かりやすく記載していただき、必要に応じて、表や書類の添付等をしてください。
27	<p>実施要領P 9 8 (2) 「本事業で契約締結した事業候補者は、事業費用の内、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付の決定額の範囲内において、補助金の交付を受けることができる。」とありますが、概算払い等により工事着手前に交付金の交付を受けることは可能でしょうか。</p>	現時点では想定しておりません。

No.	質問事項	回答
28	<p>実施要領P 9 8および9 「選定した事業候補者と業務仕様書に基づき、詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について、本市の確認を受けた後、確定とする。なお、協議が不調に終わった場合や、9失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。」とありますが、事業候補者は契約前に詳細設計を実施し、詳細設計の後で協議が不調になった場合、詳細設計に要した費用は事業候補者が負担するという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
29	<p>業務仕様書P 1 3 「実施事業者は、太陽光発電設備等（以下「本設備」という。）の設置に際し、事前調査（現地調査等含む）、センターにおける適正な設備容量の検討を行うこと」とありますが、この業務は契約前に行うのでしょうか。それとも8月中旬（予定）に契約した後、改めて仕様書に基づき事前調査を行う必要があるでしょうか。</p>	契約後に最終的な設置する上での調査を実施することになります。
30	<p>業務仕様書P 1 3 共同事業者により共同提案する場合であって各構成企業の役割が本事業の工事部分と運転部分で明確に区分されているとき、運転期間中の契約については、構成企業と秋田市が個別に契約し、又は構成企業が別途特別目的会社（SPC）を組成してSPCと秋田市が契約することは可能でしょうか。</p>	電力供給契約の当事者は、本市と構成企業すべてを含めた契約又はSPCとの契約となります。
31	<p>業務仕様書P 2 3(3)ウ 「ウ 設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費（以下「事業費用」という。）はcの負担とする。」の「c」とは何を指すもののでしょうか。</p>	No. 9の回答のとおりです。
32	<p>業務仕様書P 5 5(1)カ 秋田県の計画では秋田市汚泥再生処理センターを含めたエリア全体として特定送配電事業を活用したマイクログリッドを形成するものと理解しています。本事業で設置する太陽光発電設備等由来の電力について、「カ 本設備には、逆潮流防止機能を有すること。」とありますが、県の計画を踏まえれば、県事業によりマイクログリッドが構築される段階ではエリア内で逆潮流させて特定送配電事業者による需給調整に活用されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	現時点では、逆潮流がないことを前提とします。

※ 一部の質問について、質問の趣旨が変わらない範囲で表現を修正しています。